

認証代行申告(自己認証) 国防省。MI-IMM-AUT-01

D.P.R.に準拠 n. 445 of 28.12.2000 A _____

私、署名者(姓と名) _____

_____ 州生まれ。 _____ 状態 _____

_____ 州に居住 _____。

VIA/Piazza _____ n. _____

虚偽の申告があった場合の刑事制裁と、その結果として得た利益の没収(大統領令 445/2000 の第 75 条および第 76 条に基づく)を自己の責任で認識している

列国

_____ 州で生まれたこと。 _____

_____ 市町村に居住すること

Street/Piazza _____ n. _____

家族の身分は、私に加えて、次の人で構成されています。

姓と名	生年月日	出生地です	のレポート 血族関係

イタリア市民であること

市民 _____ になるために

市民的および政治的権利を享受すること

あるべき姿: 自由国家の 独身乙女

_____ と結婚する

_____ の寡婦または寡婦になること

あなたは _____ と離婚しています

まだ生きているために

_____ という名の私の子供が _____ に生まれたこと

_____ 州。 _____ 状態 _____

_____ 日に亡くなった人(姓、名、家族関係)

_____ で _____

次の登録簿または行政が保管するリストに登録する

_____ 職能団体に所属する

次の qualification _____ を所持すること

_____ の学校/大学 _____ によって発行されます

以下の試験を受験していること

学校/大学の _____ での _____

非公式翻訳によるご厚意 - イタリア語版のみが適用されます

以下の専門資格、専門分野、資格、トレーニング、再教育、および技術資格を所持していること

彼らの収入または経済状況(提供されるあらゆる種類の利益を付与する目的を含む)
特別法については、_____年は follows_____

支払済_____額に対する特定の拠出義務を履行していること

税コード_____

VAT 番号または税務登録簿のアーカイブ_____のデータ

あなたは現在失業しており 、年金カテゴリーで退職しています_____

学校/大学の_____の学生であること

自然人または法人の法定代理人、後見人、保佐人、および同様の_____であること

_____あらゆる種類の協会または社会形成に登録されること_____

軍事目的のために、_____立場に自分自身を見つけるために

(召集待ち、任期満了時の除隊、改質、調剤、免除、di_____理由による延期、良心的兵役拒否者として文民の代理を務めたこと)

私に対する刑事訴訟を知らないこと

彼は_____前に係属中の刑事訴訟を保留していること

司法取引の結果であっても、刑事犯罪で有罪判決を受けていないこと

以下の有罪判決を報告したこと(最終的ではないものも示し、最終的かどうかにかかわらず、それぞれについて)。

一方、_____市町村の市民ステータスレジスターでは、_____

清算または破産の状態がなく、債権者との取り決めに申請していないこと

また、2003 年政令第 196 号(個人データの保護に関する法)および EU 規則第 679/2016 号に基づき、収集された個人データは、IT ツールを含む、この宣言がなされた手続きの文脈でのみ処理されることを通知されることを宣言します。

日付

申告者の判読可能な署名

この宣言は、署名の認証を必要とせず、すべての意図と目的に、行政機関、および公共サービスの管理者とそれを許可する個人に要求または意図された通常の証明書に取って代わります。虚偽の申告の場合、申告者も刑事犯罪で罰せられます。

D.P.R. n. 445/2000 からの抜粋:第 38 条申請書の送信および署名の手順- [...]3.行政機関または公共サービスの管理者または運営者に提出する宣誓供述書に代わる申請書および宣言書は、担当者の立会いの下で関係者が署名するか、署名者の身分証明書の未認証コピーとともに署名して提出する必要があります。文書のフォトスタットコピーをファイルに配置する必要があります。利害関係者が署名した申請書のコピーと身分証明書のコピーを電子的に送信できます。[...]第 47 条 宣誓供述書に代わる陳述書- 1.2 関係人が直接知っている身分、人格又は事実に関する宣誓供述書は、第三十八条に定める手続に従って関係者が作成し、署名した宣誓書に置き換えなければならない。2.宣言は、宣言者自身の利益のために行われた宣言は、また、彼が直接知っている他の人に関連する状態、個人的な資質や事実に関連することがあります。3 法律で明示的に規定されている例外を害することなく、行政機関及び公共サービスの譲許者との関係において、第四十六条に明示的に示されていないすべての国家、人格的資質及び事実は、宣誓供述書に代わる宣言によって関係者によって証明されなければならない。4 司法警察当局への届出が、本人確認書類の交付又はいかなる場合においても本人の身分及び資質を証明する行政手続を発動するために必要な前提条件であると法律が明示的に定めている場合を除き、書類自体の紛失は、代理申告書によって複製を請求する者によって証明されなければならない。第 75 条 給付金の没収- 1.第七十六条の規定を害することなく、第七十一条に規定する小切手が申告の内容の虚偽を明らかにしたときは、申告者は、その不誠実な申告に基づいて発せられた措置から生じた利益を没収しなければならない。1-bis です。虚偽の申告には、すでに支払われた給付金の取り消し、および行政が没収証書を採用してから 2 年間の拠出金、ローン、および施設へのアクセスの禁止も伴います。しかし、未成年者に有利な介入や、特に困難な家族や社会的状況に対する経済的介入を含む介入は、依然として堅固である。

非公式翻訳によるご厚意 - イタリア語版のみが適用されます

第 76 条 刑事規定 - 1.この併合法に規定する場合において、虚偽の陳述、虚偽の書面を作成し、又はこれらを利用した者は、刑法及び特別法の規定により処罰する。(刑法で通常規定されている刑罰は、3分の1から2分の1に増額される。2.真実に合致しなくなったデータを含む文書を作成することは、虚偽の文書の使用に相当します。3 第四十六条及び第四十七条の規定によりなされた宣誓供述書及び第四条第二項に規定する者のためにした陳述書は、公務員に対してなされたものとみなす。